

盛土規制法に関する添付書類について

令和7年4月1日より、水戸市を除く茨城県全域、及び宇都宮市を除く栃木県全域が宅地造成規制区域若しくは特定盛土規制区域となります。順次、千葉県・埼玉県・群馬県でも規制区域に指定される予定です。確認申請の際には、下記の書類を添付くださるようお願いいたします。

- ・ **茨城県** 許可、又は届出対象の判定チェックシート
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について（[下記URL参照](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html)）
（ <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html> ）
 - ・ **【盛土規制法】** 許可又は届出対象の判定チェックシート（[下記URLにてダウンロード](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/shinseisyorui.html)）
（ <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/shinseisyorui.html> ）
- ・ **栃木県** 宅地造成及び特定盛土等規制法に関するチェックリスト
 - ・ 建築確認申請における盛土規制法への適合性を示す書類について（[下記URL参照](https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/morido_checklist.html)）
（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/morido_checklist.html ）

株式会社EMI確認検査機構